

# 科学研究費助成事業

## 特別推進研究

### 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

#### 審査・評価の手引

令和2（2020）年1月

独立行政法人日本学術振興会



## 科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。



## 【令和2(2020)年度審査における主な変更点(特別推進研究)】

- ◆審査の際の参考とするため、国内及び海外の審査意見書作成者が作成する審査意見書様式に、「本応募研究課題の長所とその理由」及び「本応募研究課題の短所とその理由」について意見を付す欄を新たに設けました。

また、国内の審査意見書作成者が作成する審査意見書様式については、応募研究経費に対して年度別・費目別に査定する欄を廃止し、研究経費の内容（設備備品、消耗品、旅費、人件費・謝金、その他）について意見（疑問点を含む）を付すことができる欄を設けました。

- ◆ヒアリング実施後に行う評価の審査基準を4段階評価（A、A－、B、C）から2段階評価（優先して採択すべきものに○を付す）に変更しました（43頁）。

## 【令和元(2019)年度公募における主な変更点(帰国発展研究)】

- ◆昨年度公募（平成30(2018)年度公募）から研究計画調書における「研究代表者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力」欄に変更したことについて、変更の趣旨等が必ずしも十分に浸透しなかったことを踏まえ、「応募者の研究遂行能力」欄において、適切な研究業績を応募者が選択し記載することが可能であることなど、変更等の趣旨を改めて明確にしました。



## は し が き

本手引は、科研費のうち「特別推進研究」の審査・評価及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」の審査を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範について参考（54頁）にするとともに、本手引の全ての留意点等について配慮して審査・評価してください。

### （重要）審査・評価関係資料の取扱いについてのお願い

- ・審査・評価資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・審査・評価資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査・評価資料同様に十分注意して取扱い、審査・評価終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査・評価資料の漏洩に注意してください。
- ・審査・評価資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USBメモリー等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査・評価終了後は電子ファイルを必ず削除してください。





## 目 次

### 〔審査（特別推進研究、帰国発展研究）〕

1	審査における基本的事項	1
2	特別推進研究	
2-1	特別推進研究の審査について	3
2-2	書面審査について	6
2-3	合議審査について	10
3	帰国発展研究	
3-1	帰国発展研究の審査について	12
3-2	書面審査について	14
3-3	合議審査について	18

### 〔評価（特別推進研究）〕

4	特別推進研究の評価	
4-1	研究進捗評価について（平成29(2017)年度以前の採択研究課題）	23
4-2	中間評価、事後評価について（平成30(2018)年度以降の採択研究課題）	25

### 〔参 考〕

1	特別推進研究「審査に当たっての着目点」	29
2	国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における 評定基準等	31
3	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する 規程（抄）	35

4	研究者が遵守すべき行動規範について . . . . .	54
---	-----------------------------	----

**審査**

**(特別推進研究、帰国発展研究)**



# 1 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

## (1) 審査の基本:ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

### <ピアレビューにおける研究者の責務>

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の評価・審査などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

## (2) 審査にあたっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

科研費の審査は、研究課題の学術的価値に基づいて、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者は自らの自由な発想に基づいて研究課題を設定しており、審査委員には応募者の研究を尊重することが求められています。応募者がどのような研究を行おうとしているかを研究計画調書に沿って理解し、各応募研究課題の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その研究課題の意義を評価してください。その際、研究計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、研究計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

## (3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、研究計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることを伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の

内容を漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、今回の応募研究課題の審査を行った全ての審査委員の任期が満了する年度（令和4（2022）年度）に日本学術振興会が公表します。それまでは非公開ですので、自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないでください。

#### (4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の要素を考慮した審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は以下のとおりです。

##### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)(B)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広く捉えすぎることはないように注意してください。

- ・単に同じ学会・研究会に所属している場合
- ・単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

## 2 特別推進研究

### 2-1 特別推進研究の審査について

#### 特別推進研究の概要

「特別推進研究」は、新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画を対象としています。応募総額等は以下のとおりです。

応募総額 2億円以上 5億円まで

1 研究課題の応募金額の総額は、5億円までを上限としますが、真に必要な場合には、それを超える応募も可能です。

研究期間 3～5年間

真に必要な場合は、最長7年間までの研究期間で応募可能です。

※平成30年度公募より、多くの研究者に挑戦の機会を与えるために受給回数の制限を導入し、研究代表者として1回に限り受給できることとしています。ただし、研究テーマが全く異なる場合は、例外的に受給可能とします。

※採択研究課題の応募額を最大限尊重した配分を行う予定です。

#### (1) 特別推進研究の審査の特徴

特別推進研究は、「新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される」研究課題を対象としているため、審査にあたっては、この観点を最重視してください。

特別推進研究の審査においては、大区分、中区分、小区分別の採択枠等はなく、かつ少数の極めて厳選された課題を選定する必要があるため、大所高所に立った審査をお願いしています。そのため、人文社会系、理工系及び生物系の3つの小委員会で審査を行いますので、専門の分野とはやや異なる課題も審査する必要があります。応募者が作成した研究計画調書をもとに、専門的知識については、応募研究課題と専門分野が近い研究者が作成する審査意見書も活用して審査してください。

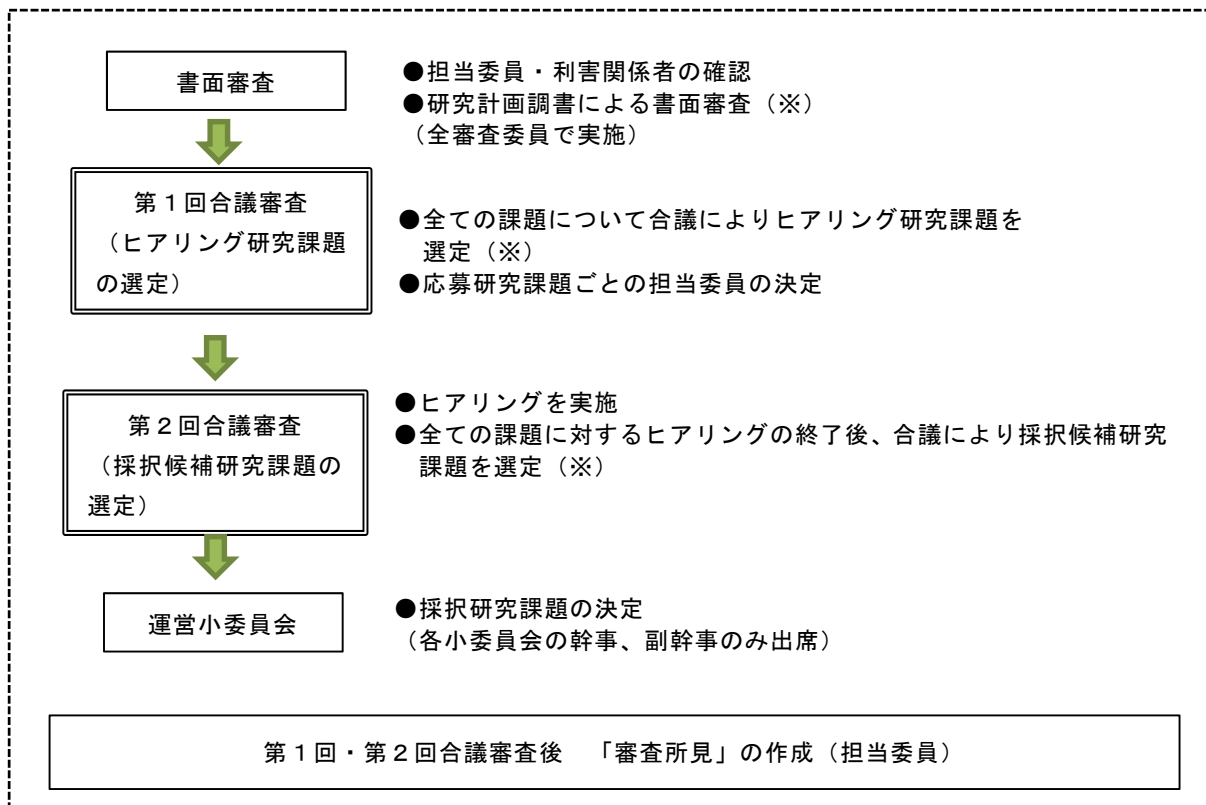
#### (2) 審査区分、審査方法

特別推進研究の審査は、人文社会系、理工系及び生物系の3つの審査区分（以下、「審査区分」という）ごとに設定した各小委員会で、同一の審査委員が個別に行う書面審査と合議審査の両方を実施する総合審査方式によって行われます。また、特別推進研究の総合審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、第1回合議審査（ヒアリング研究課題の選定）と第2回合議審査（採択候補研究課題の選定）の2回の合議審査を行い、応募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。これにより、幅広い視点から応募研究課題の学術的な意義を審査できるようにしています。

審査にあたっては、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価してください。

### (3) 審査の流れ

特別推進研究の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は書面審査と合議審査の両方を行うこととなります。



※審査意見書の活用：特別推進研究の審査においては、審査意見書も活用してください。なお、研究課題ごとに国内・海外それぞれ最大3件の審査意見書を用意します。

#### ① 書面審査

全ての応募研究課題について、研究計画調書をもとに、審査意見書も活用し、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、ヒアリングの可否を判断するとともに、その評価に至った理由（当該研究課題の長所・短所）を「審査意見」欄に記入します。

#### ② 第1回合議審査（ヒアリング研究課題の選定）

書面審査において各審査委員が付したヒアリングの可否の評価結果及び審査意見を審査資料として提示しますので、これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査意見書も活用しながら、他の審査委員との討議を重ね、ヒアリング研究課題を選定します。また、応募研究課題ごとに担当委員（主担当委員1名・副担当委員1名）を決定します。

\* 第1回合議審査終了後、ヒアリング研究課題として選定されなかった応募研究課題に関して、担当委員（主担当委員及び副担当委員）が研究代表者に開示する「審査所見」を作成します。



### ③第2回合議審査（採択候補研究課題の選定）

ヒアリング研究課題について、第1回合議審査で用いた資料に加えて、研究代表者等がヒアリング当日に持参する「追加説明資料」をもとにヒアリングを行います。

ヒアリング後は、書面審査の内容、第1回合議審査の内容及びヒアリングの内容を総合的に判断し、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定します。

\*第2回合議審査終了後、ヒアリングを行った応募研究課題に関して、担当委員（主担当委員及び副担当委員）が研究代表者に開示する「審査所見」を作成します。

### ④運営小委員会（採択研究課題の決定）

審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定します。

※総合審査に関する内容と審査に関する留意点は、本手引の別冊にまとめていますので、審査を開始する前に本手引と併せて必ず読んでください。

## 2-2 書面審査について

### (1) 審査方法

書面審査は、以下の点に留意した上で、〔参考1〕に明示する「特別推進研究 審査に当たっての着目点」（29頁）の(a)～(d)及び(f)の各要素に従って行ってください。

#### ① 「ヒアリングの可否」の付し方

書面審査における「ヒアリング可」の目安件数は、審査区分ごとに応募件数等に応じて設定します。各審査委員は、別途示される「ヒアリング可」の目安件数に従って、ヒアリングの可否を付してください。

#### ② 審査意見の記入について

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、ヒアリングの可否に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の「審査意見」欄に必ず記入してください。

また、研究代表者に開示する「審査所見」は、この「審査意見」を参考に作成することになりますので、他の審査委員にその内容が適切に伝わるよう記入してください。

#### ③ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について

合議審査の際に参考とするための情報ですので、当該欄に記載されている内容は、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。

#### ④ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、本欄に記載の内容は書面審査の評価項目としては考慮せず、手続き等に問題があったとしてもその研究課題の評価を下げないでください。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その根拠を具体的にシステム上の「審査意見」欄に記入してください。採択された場合には、日本学術振興会から応募者が所属する研究機関に対して、所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

#### ⑤ researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の利用について

令和元(2019)年度の審査より、電子審査システムから researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を、直接リンクを張る形で必要に応じて参照できるようになりました。

改めて言うまでもありませんが、科研費の審査は研究計画調書に基づいて行うことが基本です。researchmap やKAKENの利用は、研究計画調書に記載された内容を確認するためなど、補助的な使い方に留めてください。

また、以下の点にご留意ください。

- ・researchmap には、審査には関係が無い情報も登録されている場合もありますが、審査がそれらに影響されることのないようにしてください。
- ・応募者の情報が researchmap に未登録ないしは登録内容が不十分との理由で評価を下げることや、データベースの情報のみに基づいて評価することがないよう、注意してください。

## (2) 電子審査システムの利用について

書面審査の審査結果については全てシステムにより、入力します。

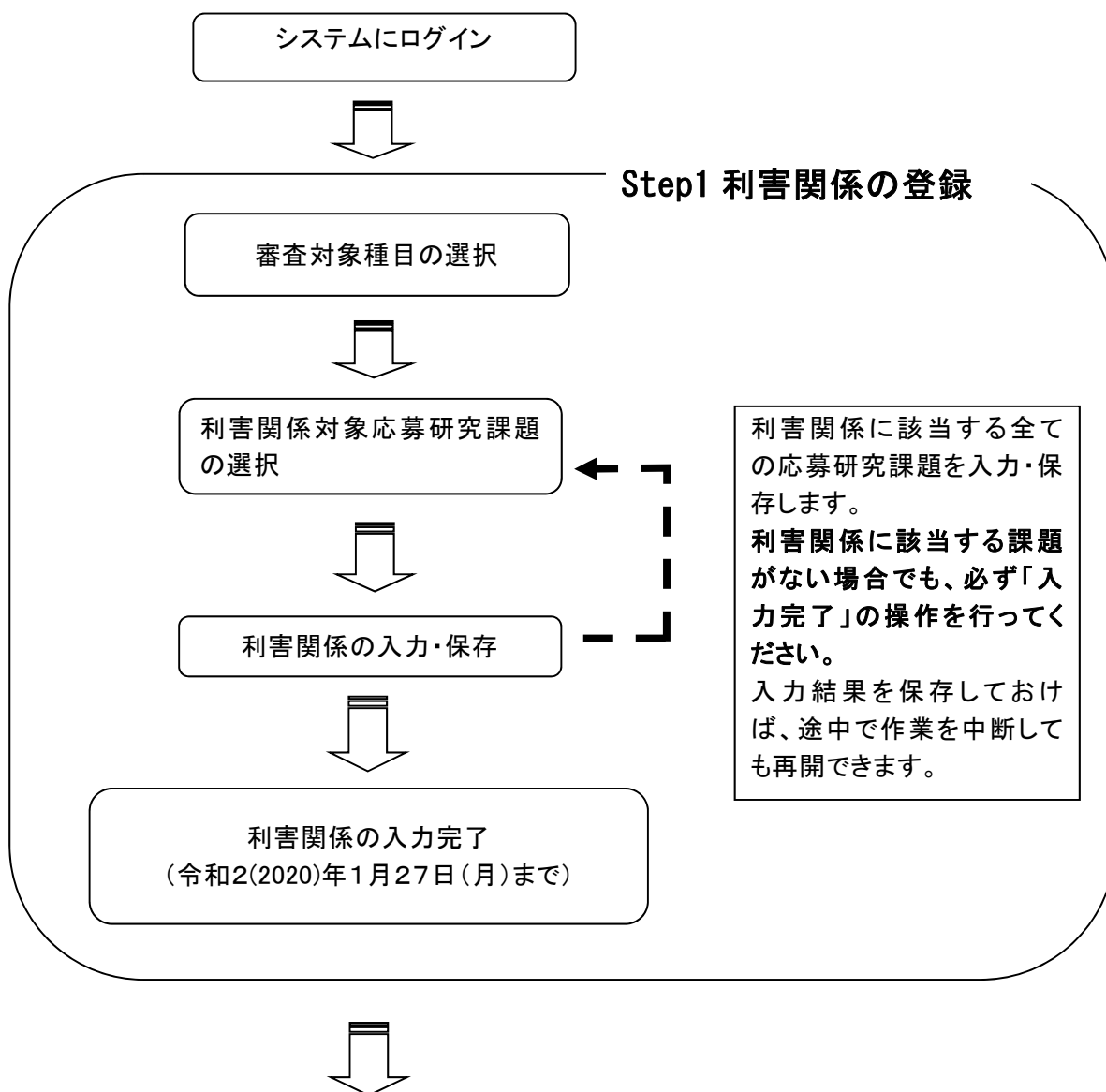
システムの利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（特別推進研究）」を参照してください。

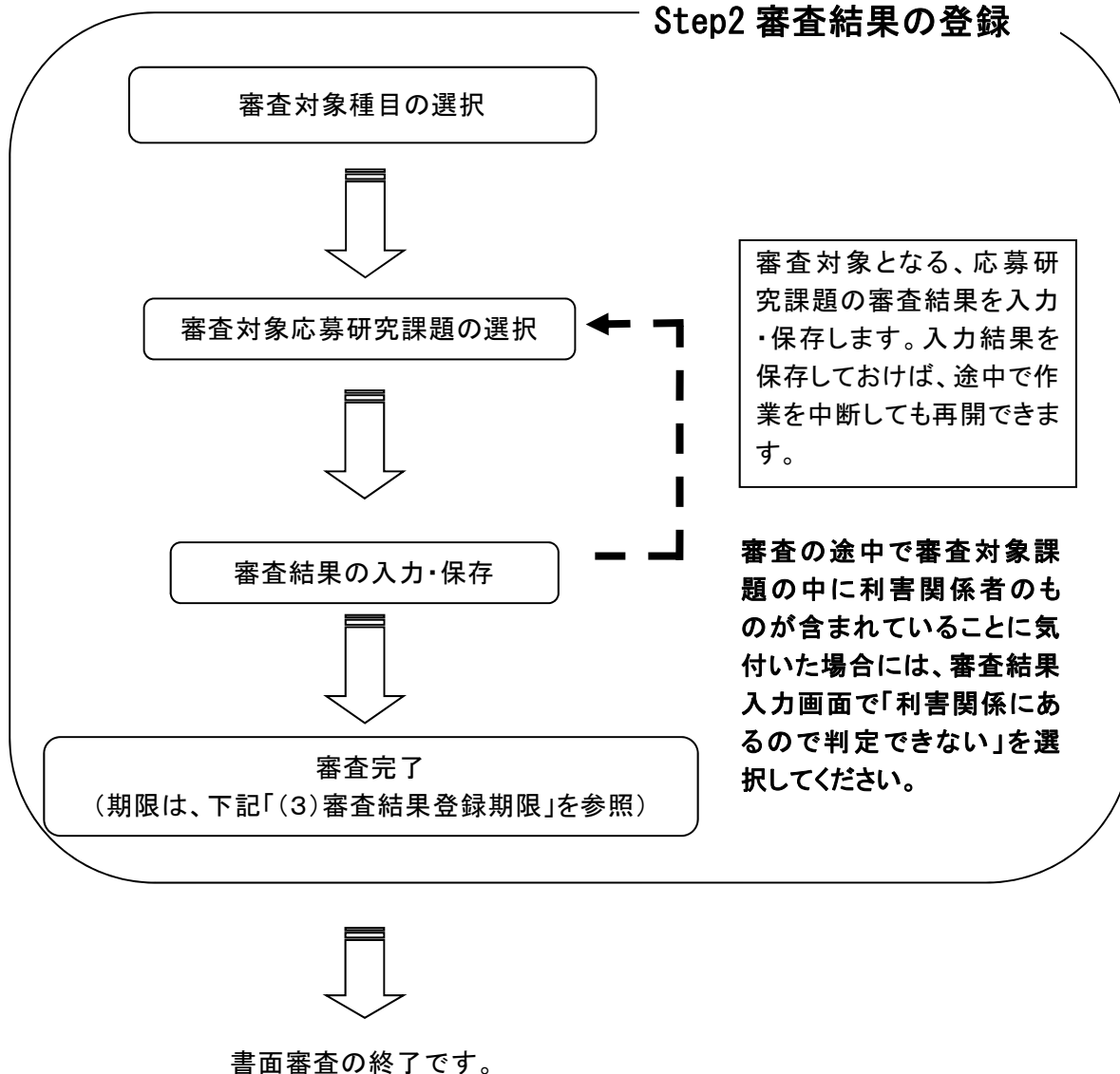
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、**Step 2（次頁）**へ進んでください。

## Step2 審査結果の登録



### (3) 審査結果登録期限

[利害関係の登録]

令和2(2020)年1月27日(月)まで【厳守】

[審査結果の登録]

人文社会系小委員会 令和2(2020)年2月21日(金)まで【厳守】

理工系小委員会 令和2(2020)年2月12日(水)まで【厳守】

生物系小委員会 令和2(2020)年2月10日(月)まで【厳守】

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成第二課 審査・評価第一係

TEL 03-3263-4254

FAX 03-3263-1824

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739 (フリーダイヤル)

※受付時間 9:30~17:30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

#### (4) 書面審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

[研究計画調書・審査意見書]

書面審査を完了したら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、研究計画調書及び審査意見書を必ず返送してください。

※合議審査の際に席上に用意しますので、必ず返送してください。

<b>返送期限：</b>	<b>人文社会系小委員会</b>	<b>令和2(2020)年2月26日(水)</b>
	<b>理工系小委員会</b>	<b>令和2(2020)年2月14日(金)</b>
	<b>生物系小委員会</b>	<b>令和2(2020)年2月13日(木)</b>

[ID・パスワード通知書]

書面審査の完了後(研究計画調書等の返送後)も、システム上では、研究計画調書及び審査意見書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。また、合議審査後、審査所見を作成する際にも、研究計画調書、審査意見書についてシステム上で参照できるため、審査所見の作成が終わるまではID・パスワード通知書は適切に保管し、審査所見の作成完了後に、裁断等により処分してください。

なお、ID・パスワード通知書は、「特別推進研究」、「帰国発展研究」と共通のものとなっています。

## 2-3 合議審査について

### (1) 第1回合議審査(ヒアリング研究課題の選定)

総合審査においては第1回合議審査が重要な役割を持っています。優れたヒアリング研究課題を選定するため、個々の研究課題の学術的価値について議論を行ってください。この際、自身の意見を説明するにとどまらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、小委員会としてヒアリング研究課題を選定してください。

特に、各審査委員の評価が分かれた研究課題の審査にあたっては、十分に議論を行ってください。

審査会では、書面審査におけるヒアリングの可否及び審査意見が、審査委員名等とともに審査資料として提示されます。これらの資料、個々の研究計画調書及び審査意見書をもとに、合議によりヒアリング研究課題を選定します。

#### 【書面審査結果の扱い】

審査資料上、各研究課題は便宜的に書面審査の結果に基づいて並べられていますが、個々のヒアリングの可否についての評価結果はヒアリング研究課題を選定する主要な情報ではなく、あくまで議論をスタートするために用いるものです。合議の場では他の審査委員の意見を踏まえて各委員が再考し、自らの書面審査結果にこだわらず、最終的な意見を述べてください。

### (2) 第2回合議審査(採択候補研究課題の選定)

第2回合議審査では、第1回合議審査で用いた資料に加えて、研究代表者等がヒアリング当日に持参する「追加説明資料」をもとに、研究代表者等（3名以内）に対するヒアリングを実施します。審査委員は、書面審査の内容・第1回合議審査の内容・ヒアリングの内容を総合的に判断し、評価（「優先して採択すべきもの」に○を付す）を行ってください。

全ての課題に対するヒアリングの終了後、小委員会においても同様に、書面審査の内容・第1回合議審査の内容・ヒアリングの内容を総合的に判断し、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定します。

また、研究計画調書をもとに、審査意見書も活用し、必要に応じてヒアリング時に確認を行い、研究課題ごとに補助金の配分予定額を査定します。

#### 【不合理な重複や過度の集中に関する扱い】

選定した採択候補研究課題について、競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照して、判断してください。

また、単に、他の研究費制度(科学技術振興機構(JST)や日本医療研究開発機構(AMED)が実施している事業等)の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

ただし、特別推進研究の審査では、戦略的創造研究推進事業により助成されることが戦略目標に照らし相応しい研究課題については、原則採択しないこととしています。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費とは異なる性質のものです。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

(参考) 「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ (平成 29 年 6 月 22 日改正))

#### 不合理な重複・過度の集中の考え方

##### 「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

##### 「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

### (3) 配分予定額の決定について

採択候補研究課題に対する補助金の配分予定額については、ヒアリングの際に担当委員が年度・費目ごとに作成する査定案をもとに合議によって決定し、最終的に運営小委員会での調整を踏まえて決定します。

### 3 帰国発展研究

#### 3-1 帰国発展研究の審査について

##### 帰国発展研究の概要

趣 旨 海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。

当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。

対 象 下記の応募資格を有する日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画  
※採択研究課題は極めて厳選されたものとする予定<平成30年度採択実績：11件>

応募資格 応募時点において、  
①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）を有し、所属している者であること  
②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること  
③科研費応募資格を有していない者であること

応募総額 5,000万円以下

研究期間 3年以内（研究期間は交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとします。また、日本国内の研究機関に所属し科研費の応募資格を取得した場合に令和3（2021）年4月30日までに交付申請を行うことができます。）  
なお、交付申請後から経費を執行することができます（採択（条件付き交付内定）以降、直ちに経費を執行することはできません）。

##### (1) 帰国発展研究の審査の特徴

帰国発展研究は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者を対象として、極めて厳選された研究課題を採択することとしています。

特に最終的に採否を決める合議審査においては、帰国発展研究として採択すべき課題が少なく、採択可能件数に達しない場合でも、採択に値しない課題を無理に採択する必要はありません。

##### (2) 審査区分、審査方法

帰国発展研究の審査は、人文社会系、理工系及び生物系の3つの審査区分（以下、「審査区分」という）ごとに設定した各小委員会で、同一の審査委員が個別に行う書面審査と合議審査の両方を実施する総合審査方式によって行われます。そのため、専門の分野とはやや異なる課題も審査する必要がありますので、応募者が作成した研究計画調書をもとに、専門的知識については、応募研究課題と専門分野が近い研究者が作成する審査意見書（以下、「審査意見書」という）も活用して審査してください。

総合審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、合議により応

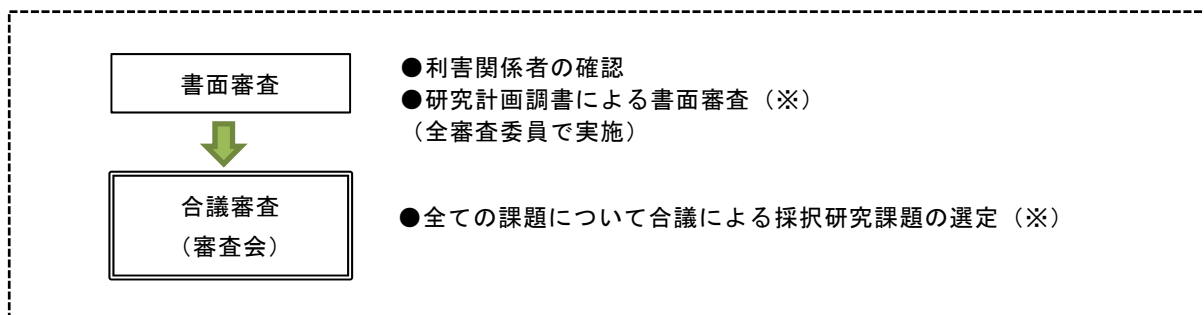


募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。これにより、幅広い視点から応募研究課題の学術的な意義を審査できるようにしています。

審査に当たっては、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独創性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価してください。

### (3) 審査の流れ

帰国発展研究の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は書面審査と合議審査の両方を行うこととなります。



※審査意見書の活用：帰国発展研究の審査においては、審査意見書も活用してください。なお、研究課題ごとに最大3件の審査意見書を用意します。

#### ① 書面審査

全ての応募研究課題について、研究計画調書をもとに、審査意見書も活用し、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、評点を付すとともに、その評価に至った理由（当該研究課題の長所・短所）を「審査意見」欄に記入します。

#### ② 合議審査

書面審査における各審査委員の総合評点及び審査意見が審査資料として提示され、これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、他の審査委員との討議を重ね、採択研究課題を選定します。

※総合審査に関する内容と審査に関する留意点は、本手引の別冊にまとめていますので、審査を開始する前に本手引と併せて必ず読んでください。

## 3-2 書面審査について

### (1) 審査方法

書面審査は、以下の点に留意した上で、〔参考2〕に明示する「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等」（31頁）に従って行ってください。

#### ① 評点の付し方（評点分布）

書面審査における評点分布は、審査区分ごとに応募件数に応じて設定します。各審査委員は、インターネット上の「科研費電子申請システム（電子審査システム）」（以下、「システム」という）で示される評点分布に従って、評点を付してください。

この際、総合評点の分布がシステム上の設定と一致しない限り、審査を終了できません。このため、特に書面審査においては、設定された件数の制約のために評点を調整して入力（例えばSとしたいものを件数制限のためやむを得ずAと入力）した研究課題については、その旨を審査意見に記入し合議審査の参考としてください。

#### ② 審査意見の記入について

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、評点に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の「審査意見」欄に必ず記入してください。

#### ③ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、本欄に記載の内容は書面審査の評価項目としては考慮せず、手続き等に問題があったとしてもその研究課題の評価を下げないでください。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その根拠を具体的にシステム上の「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、日本学術振興会から応募者が所属する研究機関に対して、所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

#### ④ researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の利用について

平成30年度（2018年度）の審査より、電子審査システムから researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を、直接リンクを張る形で必要に応じて参照できるようになりました。

改めて言うまでもありませんが、科研費の審査は研究計画調書に基づいて行うことが基本です。researchmap や KAKEN の利用は、研究計画調書に記載された内容を確認するためなど、補助的な使い方に留めてください。

また、以下の点にご留意ください。

- ・ researchmap には、審査には関係が無い情報も登録されている場合もあり得ますが、審査がそれらに影響されることのないようにしてください。
- ・ 応募者の情報が researchmap に未登録ないしは登録内容が不十分との理由で評価を下げることや、データベースの情報のみに基づいて評価することがないように、注意してください。

## (2) 電子審査システムの利用について

書面審査の評定（審査結果）については全てシステムにより、入力します。

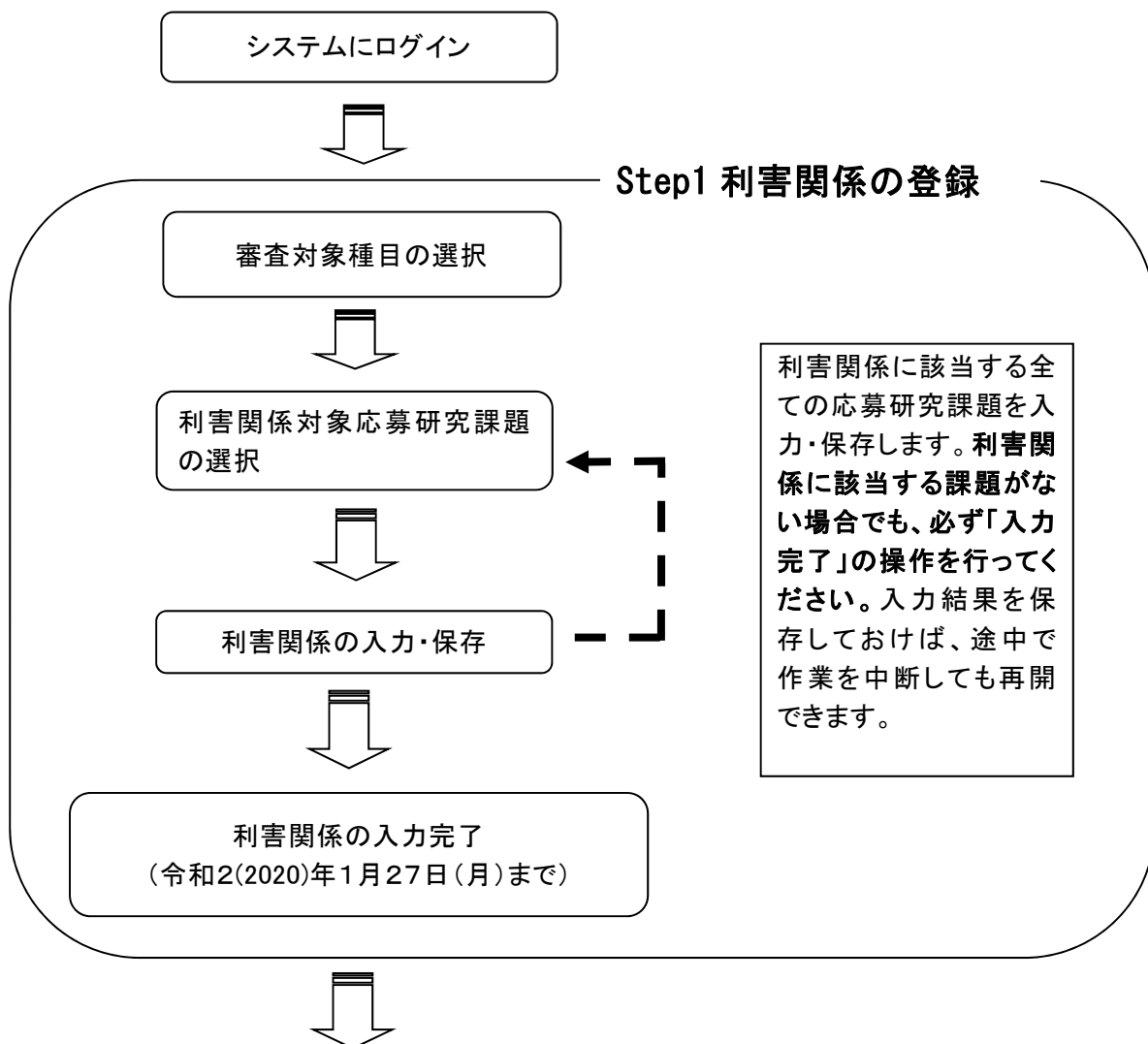
システムの利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（帰国発展研究）」を参照してください。

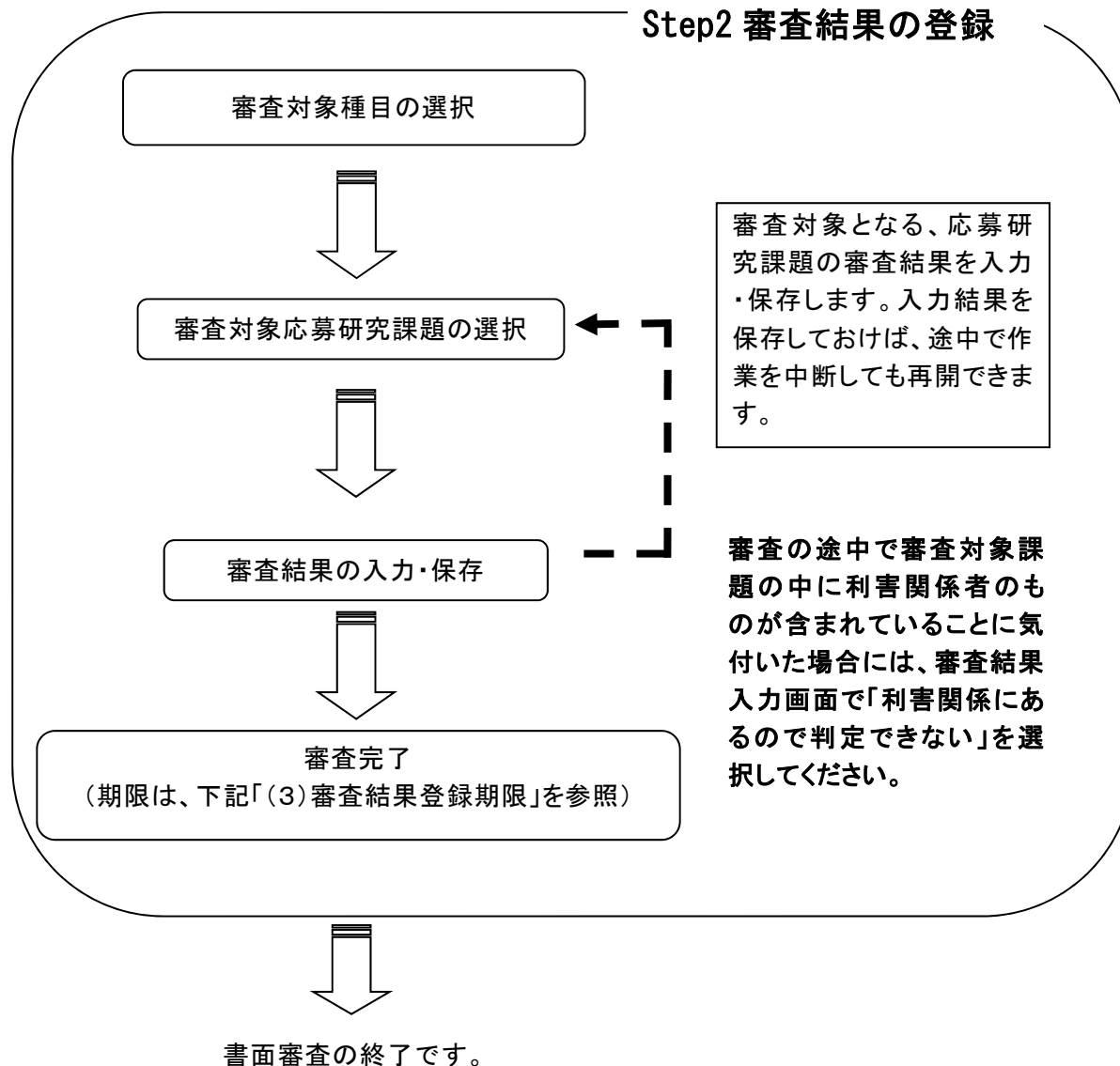
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、Step 2（次頁）へ進んでください。

## Step2 審査結果の登録



### (3) 審査結果登録期限

[利害関係の登録]

令和2(2020)年1月27日(月)まで【厳守】

[審査結果の登録]

人文社会系小委員会 令和2(2020)年2月21日(金)まで【厳守】

理工系小委員会 令和2(2020)年2月12日(水)まで【厳守】

生物系小委員会 令和2(2020)年2月10日(月)まで【厳守】

## 【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

### ◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成企画課 国際科学研究費係

TEL 03-3263-4927

FAX 03-3263-9005

### ◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会 総務企画部 情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

## (4) 書面審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

〔研究計画調書・審査意見書〕

書面審査を完了したら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、研究計画調書及び審査意見書を必ず返送してください。

※合議審査の際に席上に用意しますので、必ず返送してください。

返送期限：	<u>人文社会系小委員会</u>	<u>令和2(2020)年2月26日(水)</u>
	<u>理工系小委員会</u>	<u>令和2(2020)年2月14日(金)</u>
	<u>生物系小委員会</u>	<u>令和2(2020)年2月13日(木)</u>

〔ID・パスワード通知書〕

書面審査の完了後（研究計画調書等の返送後）も、システム上では、研究計画調書及び審査意見書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。また、ID・パスワード通知書は「特別推進研究」、「帰国発展研究」と共通のものとなっていますので、合議審査後、特別推進研究の審査所見の作成が終わるまではID・パスワード通知書は適切に保管し、審査所見の作成完了後に、裁断等により処分してください。

### 3-3 合議審査について

総合審査においては合議審査が重要な役割を持っています。優れた研究課題を選定するため、個々の研究課題の学術的価値について議論を行ってください。この際、自身の意見を説明するにとどまらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、小委員会として採否を決定してください。

特に、各審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査にあたっては、十分に議論を行ってください。

審査会では、書面審査における総合評点及び審査意見が、審査委員名等とともに審査資料として提示されます。これらの資料、個々の研究計画調書及び審査意見書をもとに、合議により採択研究課題を選定します。

#### 【書面審査結果の扱い】

審査資料上、各研究課題は便宜的に書面審査の結果に基づいて並べられていますが、個々の評点や平均点は採否を決める主要な情報ではなく、あくまで議論をスタートするために用いるものです。合議の場では他の審査委員の意見を踏まえて各委員が再考し、自らの書面審査結果にこだわらず、最終的な意見を述べてください。

#### 【不合理な重複や過度の集中に関する扱い】

選定した採択研究課題について、競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、研究計画調書に記載された内容に基づいて判断してください。

ただし、単に、他の研究費制度(科学技術振興機構(JST)や日本医療研究開発機構(AMED)が実施している事業等)の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費とは異なる性質のものです。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

(参考) 「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成29年6月22日改正))

#### 不合理な重複・過度の集中の考え方

##### 「不合理な重複」:

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

**「過度の集中」：**

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合





# 評価

## (特別推進研究)



## 4 特別推進研究の評価

平成29(2017)年度以前に採択された特別推進研究の研究課題については、研究期間の最終年度前年度に「ヒアリング」による「研究進捗評価」を行います。なお、研究進捗評価の一環として、研究期間の2年度目(または3年度目)に「現地調査」、研究期間終了の翌年度に「検証」を行います。

また、平成30(2018年度)以降に採択された研究課題については、研究期間の中間年度に「中間評価」を行い、研究終了の翌年度に「事後評価」を行います。

### 4-1 研究進捗評価について(平成29(2017)年度以前の採択研究課題)

#### (1) 研究進捗評価(現地調査) (注)

研究期間の2年度目(または3年度目)に、研究の進展状況や購入された設備等の活用状況等を確認し、研究成果を挙げるために十分な研究環境を整え、順調に研究が進んでいるか等を把握するため、研究進捗評価(現地調査)を行います。

(注) 全ての研究課題に対する現地調査は終了していますので、令和2(2020)年度以降は行いません。

#### (2) 研究進捗評価(ヒアリング)

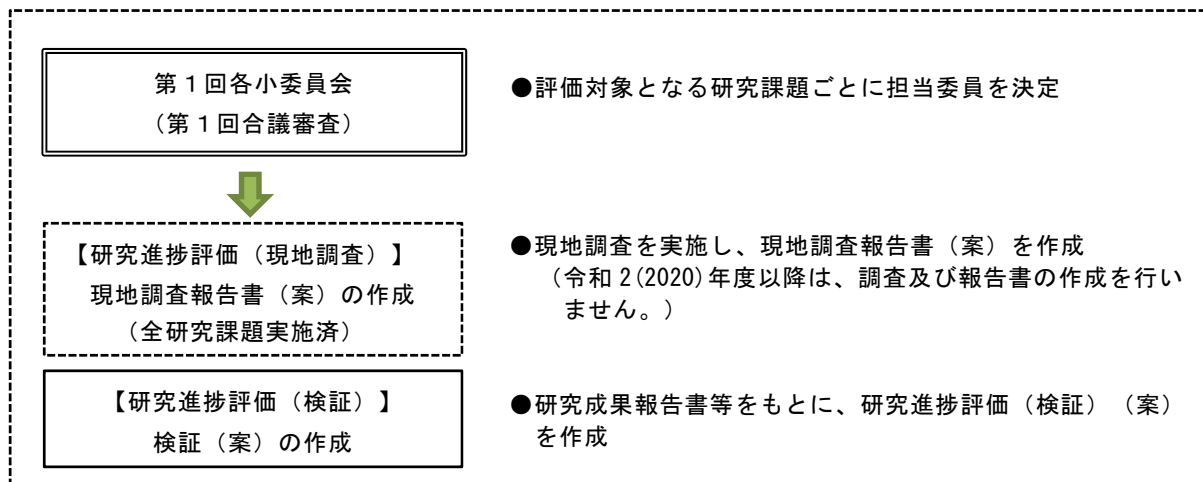
研究期間の最終年度前年度に、研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的に、研究進捗評価をヒアリングにより行います。

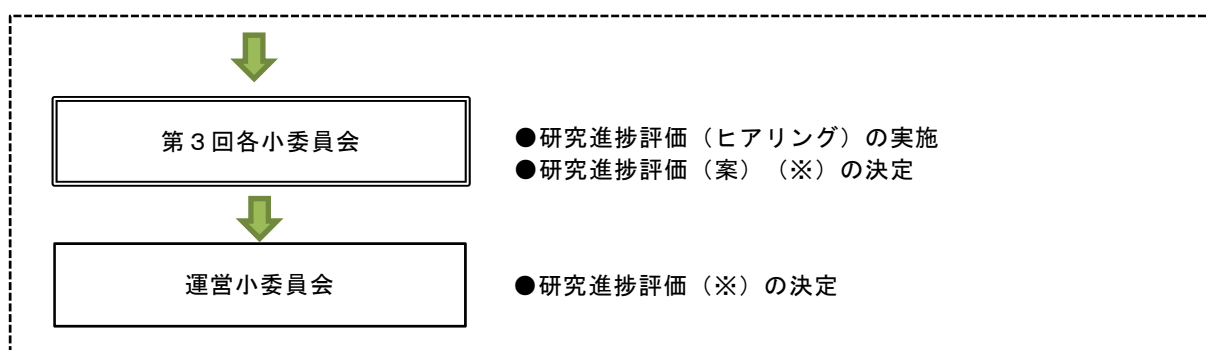
#### (3) 研究進捗評価(検証)

研究終了翌年度に、研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等、研究成果・研究業績等について研究進捗評価(検証)を書面により行います。(研究期間の最終年度に繰越をした課題は、翌々年度に行います。また、最終年度前年度の応募課題が採択された場合、そのもととなった継続研究課題の検証は、研究期間終了の翌々年度に行います。)

#### (4) 評価スケジュール

特別推進研究の評価は次のような流れで行われます。





(※) 研究進捗評価：研究進捗評価（現地調査）、研究進捗評価（ヒアリング）、研究進捗評価（検証）を指す。

①第1回各小委員会（評価に係る担当委員の決定）

第1回各小委員会では、利害関係にあたる課題がないかを確認の上、評価対象課題毎に担当委員（主担当委員1名・副担当委員1名）を決定します。

②現地調査報告書（案）の作成（5月～7月） ※実施済

研究代表者の研究室等に出向き、現地調査を行い、現地調査報告書（案）を作成。

※平成29(2017)年度以前の採択課題が現地調査の対象であり、すでに全ての課題に対する調査と報告書の作成は終了しているため、令和2(2020)年度以降は、当該調査及び報告書の作成は行いません。

【評価資料】研究進捗状況報告書、研究計画調書 等

③ 研究進捗評価（検証）（案）の作成（5～6月予定）

5月頃送付予定の評価資料をもとに、審査・評価規程の「評価に当たっての着目点及び評価基準」（48頁）を踏まえ、研究進捗評価（検証）（案）を作成してください。研究進捗評価（検証）（案）の作成にあたっては、主担当委員が必要に応じて副担当委員と適宜相談の上、作成してください。

【評価資料】研究成果報告書、研究進捗評価結果、研究進捗状況報告書、研究計画調書 等

④第3回各小委員会（各評価結果（案）の決定）

第3回各小委員会では、審査・評価規程の「評価に当たっての着目点及び評価基準」（48頁）を踏まえ、研究進捗状況報告書、現地調査報告書、研究計画調書等に加えて、研究代表者等がヒアリング当日に持参する「追加説明資料」をもとに、研究代表者等（3名以内）によるヒアリングを実施し、合議により研究進捗評価（ヒアリング）（案）を決定します。

また、担当委員が作成した研究進捗評価の現地調査報告書（案）、検証（案）及び検証コメント（案）に基づき、合議により各評価結果（案）を決定します。

⑤運営小委員会（各評価結果の決定）

研究進捗評価（案）について合議を行い、研究進捗評価を決定します。

## 4-2 中間評価、事後評価について(平成30(2018)年度以降採択研究課題)

平成30(2018)年度以降に採択された特別推進研究の研究課題については、研究期間の中間年度に「中間評価」を行います。また、研究終了翌年度に「事後評価」を行います。

(注) 令和2(2020)年度は「事後評価」の対象課題はありません。

### (1) 中間評価

研究期間の中間年度に、研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的に、中間評価をヒアリングにより行います。ただし、ヒアリングで判断できない場合、必要に応じて現地調査を実施します。

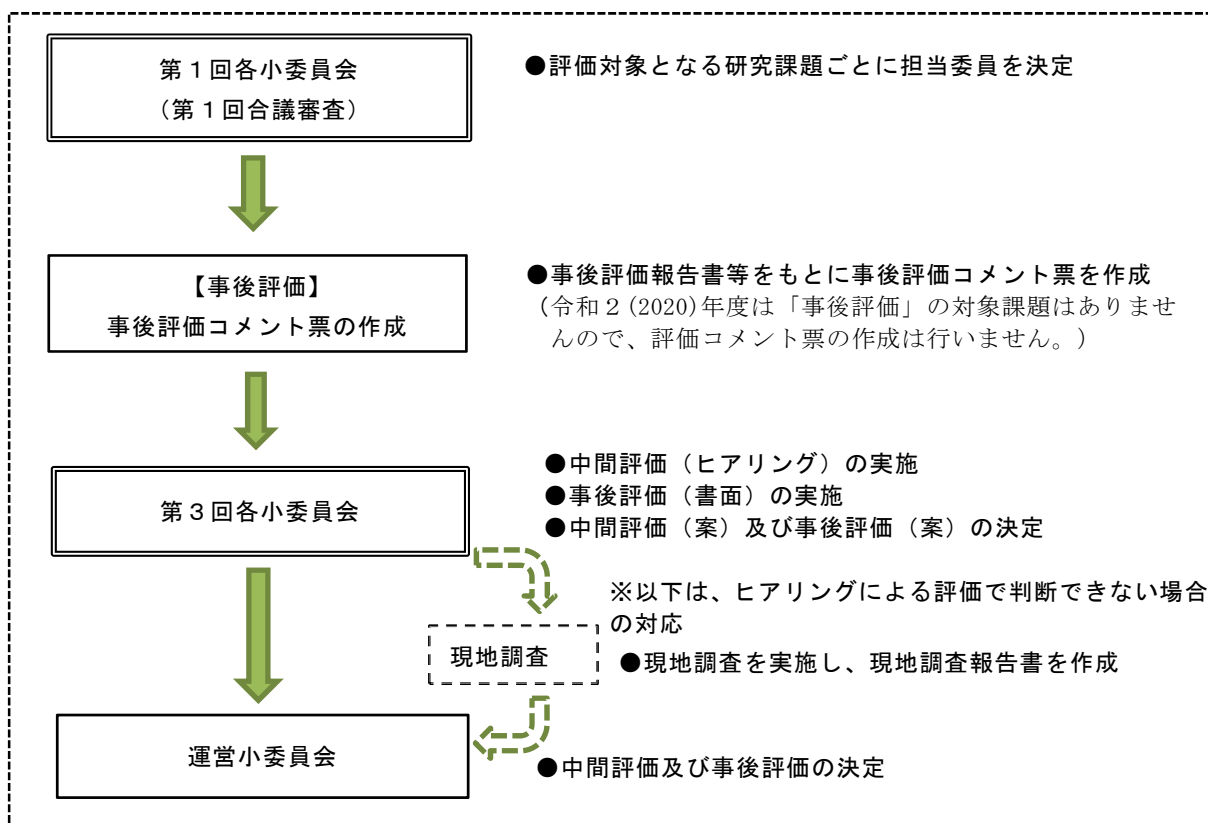
(研究期間が3年間の研究課題の場合は、2年度目に、4年間及び5年間の研究課題の場合は、3年度目に、6年間及び7年間の研究課題の場合は、4年度目に中間評価を行います。)

### (2) 事後評価

研究終了翌年度に、研究期間全体を通して研究課題の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的に、事後評価を書面により行います。(研究期間の最終年度に繰越をした課題は、翌々年度に行います。また、最終年度前年度の応募課題が採択された場合、そのもととなった継続研究課題は、研究期間終了の翌々年度に行います。)

### (3) 評価スケジュール

特別推進研究の評価は次のような流れで行われます。



#### ① 第1回各小委員会(評価に係る担当委員の決定)

第1回各小委員会では、利害関係にあたる課題がないかを確認の上、評価対象課題毎に担当委員(主担当委員1名・副担当委員1名)を決定します。

②事後評価コメント票の作成（5～6月予定）

5月頃送付予定の評価資料をもとに、審査・評価規程の「評価に当たっての着目点及び評価基準」（53頁）を踏まえ、「事後評価コメント票」を作成してください。「事後評価コメント票」の作成にあたっては、主担当委員が必要に応じて副担当委員と適宜相談の上、作成してください。

【評価資料】事後評価報告書、中間評価結果、中間評価報告書、研究計画調書等

※平成30(2018)年度以降の採択課題が事後評価の対象であり、研究期間が終了する課題がないため、令和2(2020)年度は、当該評価に関するコメント票の作成は行いません。

③第3回各小委員会（中間評価（案）及び事後評価（案）の決定）

第3回各小委員会では、審査・評価規程の「評価に当たっての着目点及び評価基準」（51頁）を踏まえ、中間評価報告書、研究計画調書等に加えて、研究代表者等がヒアリング当日に持参する「追加説明資料」をもとに、研究代表者等（3名以内）によるヒアリングを実施し、合議により中間評価（案）を決定します。

また、担当委員が作成した事後評価コメント票に基づき、合議により事後評価結果（案）を決定します。

以下は、「中間評価」についてヒアリングによる評価では判断できない場合に必要に応じて行うものです。

④現地調査

担当委員は、研究代表者の研究室等に赴き、研究代表者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受け、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出します。現地調査報告書の作成にあたっては、主担当委員が必要に応じて副担当委員と適宜相談の上、作成してください。

【評価資料】中間評価報告書、研究計画調書 等

⑤ 運営小委員会（中間評価及び事後評価の決定）

中間評価（案）及び事後評価（案）について合議を行い、中間評価及び事後評価を決定します。

# 参 考





## 1 特別推進研究 「審査に当たっての着目点」

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程第12条一(2)(ア)」)  
(平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定)

- (a) 特別推進研究として推進する必要性
  - ・新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であるか。
  - ・着想に至る背景と経緯が明確で、研究の目的、内容が特別推進研究として、ふさわしいか。
- (b) 研究の独創性及び研究の意義
  - ・研究目的、方法が独創的であるか。
  - ・関連する学術分野の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。
- (c) 研究分野の現状と動向及びその中でのこの研究課題の位置づけ
  - ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競うことが可能な研究であるか。
  - ・当該研究は、国際的な高い評価を得られるものであるか。
- (d) 研究遂行能力の適切性
  - ・これまでの研究活動やその結果から見て、当該研究者はこの研究を遂行し、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげることが期待できるか。
  - ・研究分担者等と数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められるものとなっているか。
- (e) 応募研究経費の妥当性
  - ・研究経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
  - ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。
- (f) 複数回受給の妥当性
  - ・これまでに特別推進研究を受給している場合は、研究の目的、内容が全く異なるものであるか  
(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る)。



## 2 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（抜粋）  
（令和元年11月12日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、「人文社会系」、「理工系」及び「生物系」の3つの審査区分を適用します。審査方式は、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

なお、審査の過程においては、専門分野に近い研究者が作成する「審査意見書」も活用してください。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本を主たる拠点として、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるため、日本に帰国後すぐに研究を開始できるように研究費を支援するものです。したがって、採択にあたっては極めて厳選されたものを選定できるよう、適切な評価を行ってください。

## i 評価基準

### 〔評価要素〕

#### (1) 研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、あるいは科学技術、社会などへの波及効果が期待できるか。

#### (2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

#### (3) 研究遂行能力

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。

### 〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記(1)～(3)の評価要素に着目しつつ、「審査意見書」も活用しながら、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評価基準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

### 〔審査意見の記入〕

国際共同研究加速基金(帰国発展研究)では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が

行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成30年度新規採択研究課題の採択率  
国際共同研究加速基金(帰国発展研究) 32.4%

## ii その他の評価項目

### 研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。(「(空白)」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。)

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成30年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)  
国際共同研究加速基金(帰国発展研究) 95.0%

## iii 留意事項

### 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研

究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

### 3. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）

平成29年8月28日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研究費委員会決定  
改正 令和元年11月12日

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

##### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
  - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
  - (2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。）を除く）、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
  - (3) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長（以下「実施代表者等」という。）
  - (4) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
  - (5) 国際共同研究加速基金の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野が近い者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究（S）の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野が近い者をいう。

##### （評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

## 一 審査(事前評価)

### (1)「総合審査」

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。

なお、特別推進研究及び基盤研究(S)に係る補助金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書を活用する。

### (2)「2段階書面審査」

各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

## 二 研究進捗評価

## 三 中間評価

## 四 事後評価

### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

### (評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報



- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。
- 4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

#### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

#### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

##### 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)(B)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。))との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

##### 二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、成果公開の代表者又は成果公開の代表者の所属する学術団体等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 事業遂行における緊密な関係  
(例えば、研究成果公開發表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 成果公開の採否が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- (3) 評価者等が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

- ⑤ 成果公開の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

**(評価結果の開示等)**

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添16「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成29年6月改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題及び成果公開の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

## 二 研究種目（応募区分）別の方針

### (1) 科学研究費（特別推進研究）

#### ① 研究課題の選定方針

- ア 新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- イ 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- ウ 平成30年度助成以降に特別推進研究の研究課題に採択されたことがある研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。
- エ 応募研究課題の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。
- オ 研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- カ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となった継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

#### ② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。なお、真に必要な場合は7年まで可能とする。

#### ③ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

#### ④ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

#### ⑤ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に必要なに応じて活用することとする。

#### ⑥ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- イ 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査により決定する。

### (2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究） 【略】

### (3) 科学研究費（奨励研究） 【略】

### (4) 研究成果公開促進費 【略】

### (5) 特別研究員奨励費 【略】

## (6) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

- ① 各審査区分にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ配分方式により算出した審査区分別の配分枠を設けるものとする。
- ② 応募時点において日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であつて、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- ③ 研究課題の研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- ④ 採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従つて決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、合議審査において査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

### （審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

### （審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

#### 一 特別推進研究

##### (1) 審査の進め方

###### ① 新規研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。（総合審査）
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

###### 〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

###### ア 審査意見書の作成

###### a 国内の研究機関に所属する研究者への依頼

書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、意見を付す。また、当該研究課題の研究経費の内容について、意見を付すことができる。

###### b 海外の研究機関に所属する研究者への依頼

書面審査、合議審査及びヒアリングの資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書のうち Web 入力項目（前半）及び添付ファイル項目 S-1(1)に基づき、次の要素に着目し、意見を付す。

- (a) 当該研究分野の現状と動向の中で、当該研究課題の目的、内容が新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のあるものであるか。
- (b) 当該研究課題は、当該研究者の着想に基づいた独創性の高い優れた研究課題であるか。
- (c) 当該研究者は、当該研究課題を実行できる能力が認められるか。

## イ ヒアリング研究課題の選定

- a 各小委員会に属する審査委員は、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)及び(f)」の各要素に着目し、研究計画調書及び審査意見書により、書面審査としてヒアリングの可否及び審査意見を付す。
- b 各小委員会は、研究計画調書、審査意見書及び書面審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
- c 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

## ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書等をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

- (a) 時間配分の目安
  - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
  - (イ) 質疑応答…………… 20分
  - (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…………… 10分
- (b) 説明者  
研究代表者を含め3名以内
- (c) 説明資料  
研究計画調書及び追加説明資料

## エ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。  
なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。
- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

## ② 継続研究課題

ア 各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、研究計画調書をもとに「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、合議により研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否の審査を行い、大幅な変更及び継続を認めることができる。また、書面により判断できない場合及び増額を伴う研究課題のうち増額を認める可能性のあるものは、ヒアリングを実施する。

イ 各小委員会は、ヒアリングを行う研究課題について、研究計画調書及び追加説明資料をもとに、次のとおりヒアリングを行うこととする。

- (a) 時間配分の目安
  - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明…………… 10分
  - (イ) 質疑応答…………… 20分
  - (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載…………… 10分
- (b) 説明者  
研究代表者を含め3名以内
- (c) 説明資料  
研究計画調書及び追加説明資料

ウ 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(2)(イ)審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、増額を伴う研究課題について、「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

エ 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により、研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否を判断するとともに、増額することとした研究課題について「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。

オ 運営小委員会は、各小委員会が審査した研究計画の大幅な変更の可否、研究課題の継続の可否及び増額することとした研究課題の配分予定額について合議により決定する。

## (2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

### (ア) 審査に当たっての着目点

#### (a) 特別推進研究として推進する必要性

- ・新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であるか。
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、研究の目的、内容が特別推進研究として、ふさわしいか。

#### (b) 研究の独創性及び研究の意義

- ・研究目的、方法が独創的であるか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。

#### (c) 研究分野の現状と動向及びその中でのこの研究課題の位置づけ

- ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競うことが可能な研究であるか。
- ・当該研究は、国際的な高い評価を得られるものであるか。

#### (d) 研究遂行能力の適切性

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、当該研究者はこの研究を遂行し、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげることが期待できるか。
- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められるものとなっているか。

#### (e) 応募研究経費の妥当性

- ・研究経費は研究計画遂行上、合理的かつ必要不可欠なものか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

#### (f) 複数回受給の妥当性

- ・これまでに特別推進研究を受給している場合は、研究の目的、内容が全く異なるものであるか(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る)。

### (イ) 審査基準

評価	評価基準
○	優先して採択すべきもの
(空白)	上記以外のもの

※ 研究費の増額を伴う研究課題の審査において、増額の可否を審査する場合は「採択」を「増額」と読み替える。

## (3) 研究経費の査定

### (ア) 査定の観点

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。

- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。
- ・大幅な減額を伴う研究計画の見直しを求めた研究課題については、研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

- ・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

- 二 基盤研究（S） 【略】
- 三 基盤研究（A）（応募区分「一般」） 【略】
- 四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究（B）、若手研究 【略】
- 五 研究活動スタート支援 【略】
- 六 挑戦的研究 【略】
- 七 基盤研究（B）（C）（応募区分「特設分野研究」） 【略】
- 八 奨励研究 【略】
- 九 研究成果公開促進費 【略】
- 十 特別研究員奨励費 【略】
- 十一 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）） 【略】
- 十二 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）） 【略】

十三 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

① 審査意見書の作成

書面審査及び合議審査の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、審査意見書の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書に基づき、別添13の評定基準の各評定要素に着目し、各要素ごとに意見を付す。

② 各小委員会に属する審査委員は、別添13の評定基準に基づき、事前に研究計画調書及び審査意見書により書面審査を行う。

③ 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

十四 継続研究課題（特別推進研究を除く） 【略】

（審査結果の開示）

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

一 特別推進研究

採択された研究課題の研究代表者に対して、審査結果の所見を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位及び審査結果の所見を開示する。



- 二 基盤研究（S） 【略】
- 三 基盤研究（A）（応募区分「一般」） 【略】
- 四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究、研究活動スタート支援 【略】
- 五 挑戦的研究、基盤研究（B）（C）（応募区分「特設分野研究」） 【略】
- 六 奨励研究 【略】
- 七 国際情報発信強化 【略】
- 八 研究成果公開発表（研究成果公開発表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）、学術図書、データベース【略】
- 九 研究成果公開発表（B）「ひらめき☆ときめきサイエンス」【略】
- 十 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）（B））【略】
- 十一 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

### 第3章 研究進捗評価

#### (研究進捗評価の方針)

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資する目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について評価を行う。

#### (研究進捗評価の対象)

第15条 研究進捗評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成29年度助成以前に採択された研究課題に限る。)について行う。

#### (研究進捗評価の実施体制)

第16条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

#### (研究進捗評価の方法)

第17条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

##### 一 特別推進研究

##### ① 研究進捗評価の時期及び方法

- 研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。
- 最終年度前年度にヒアリングを実施する。
- 現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。
- 研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等、研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

##### ② 現地調査の進め方

##### ア 担当委員の決定

- 各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

##### イ 現地調査

- a 現地調査で用いる資料
  - 研究進捗状況報告書及び研究計画調書
- b 時間配分の目安
  - 2～3時間程度
- c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明
  - 評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。
- d 質疑応答
  - 担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

- e 現地調査報告書の作成  
担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

### ③ ヒアリングの進め方

#### ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

#### イ ヒアリング

##### a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

##### b 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分
- (イ) 質疑応答 …… 15分
- (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …… 5分

##### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

##### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

##### e 審議及びヒアリング結果の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

### ④ 合議の進め方

#### ア 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙げられなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

#### イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

### ⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

#### (ア) 評価に当たっての着目点

##### (a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

##### (b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつある

か。)

・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

・購入された設備等は有効に活用されているか。  
・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。  
・今後の研究計画・方法の妥当性かどうか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S） 【略】

（研究進捗評価結果の開示等）

第18条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

## 第4章 中間評価

### (中間評価の方針)

第19条 中間評価の方針は以下のとおりとする。

#### 一 研究課題に対する中間評価

中間評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

#### 二 成果公開に対する中間評価 【略】

### (中間評価の対象)

第20条 中間評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度以降に採択された研究課題に限る。)並びに国際情報発信強化の成果公開について行う。

### (中間評価の実施体制)

第21条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

### (中間評価の方法)

第22条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

#### 一 特別推進研究

##### ① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次に掲げる時期に、ヒアリングを踏まえ合議により行う。

研究期間	中間評価の実施時期
3年間	2年度目
4～5年間	3年度目
6～7年間	4年度目

なお、ヒアリングによる評価で判断できない場合は、現地調査を行う。

##### ② ヒアリングの進め方

###### ア 担当委員の決定

各小委員会は、中間評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

###### イ ヒアリング

###### a ヒアリングで用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

###### b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 …… 10分

(イ) 質疑応答 …… 15分

(ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 …… 5分

###### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、中間評価報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により評価を行う。

### ③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前にヒアリングによる評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

中間評価報告書、追加説明資料及び研究計画調書等

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

### ④ 合議の進め方

#### ア 各小委員会

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、中間評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

#### イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び中間評価案について合議を行い、評価コメント及び中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

### ⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

#### (ア) 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展が見られるか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献をする見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげているか。(あげつつあるか。)

(c) 研究組織

- ・研究分担者等と数人で共同して行う研究においては、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 基盤研究（S） 【略】

三 国際情報発信強化 【略】

(中間評価結果の開示等)

第23条 中間評価は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

## 第5章 事後評価

### (事後評価の方針)

第24条 事後評価は、対象となる研究課題の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資することを目的として行う。

### (事後評価の対象)

第25条 事後評価は、特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題(平成30年度助成以降に採択された研究課題に限る。)について行う。

### (事後評価の実施体制)

第26条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く各小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く各小委員会	・基盤研究(S)の研究課題

### (事後評価の方法)

第27条 事後評価の方法は、次のとおりとする。

#### 一 特別推進研究

##### ① 事後評価の時期及び方法

事後評価は、研究の終了翌年度に書面により実施する。

ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

##### ② 書面評価の進め方

###### ア 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、事後評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事後評価報告書、関係書類に基づき、事後評価コメント票を作成する。

###### イ 各小委員会の評価

小委員会は、事後評価報告書、関係書類及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

##### ③ 合議の進め方

###### ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「④(ア)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「④(イ)評価基準」により合議を行い、事後評価案を作成する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案にその内容を示すとともに、中間評価案に「F」を付す。

###### イ 運営小委員会

運営小委員会は、事後評価結果案について合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

##### ④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

###### (ア) 評価に当たっての着目点

###### (a) 研究目的の達成度



- ・当初予見していなかった展開を含め、当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか。
  - ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
  - ・関連する学術分野の発展に対し、革新的な貢献があったか。
- (b) 研究成果
- ・当初予見していなかった成果を含め、国際的に当該研究分野を牽引する卓越した成果をあげたか。
- (c) 研究費の使用
- ・購入された設備等は有効に活用されたか。
  - ・その他、研究費は効果的に使用されたか。

(イ) 評価基準

区分	評 価 基 準
A+	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A-	概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

二 基盤研究（S） 【略】

（事後評価結果の開示等）

第28条 事後評価は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者の開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

附則（令和元年11月12日）

この規程は、令和元年11月12日から施行する。

## 4 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

### 【日本学術会議「科学者の行動規範—改訂版—」（平成25年1月25日）より抜粋】

#### I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

### 【日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」】

(日本語版(テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>